

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市園芸作物振興事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	園芸振興及び地域産業の維持のため、農家所得の向上、地域の活性化を図るために、園芸振興に要する経費に対し補助金を交付する
補助事業者	農業者・農業者団体
補助対象経費	資材費、苗木の購入、規模拡大面積等への補助
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	1/2以下で事業ごとに設定する(市単独)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する(市単独)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	地域園芸振興プランによる生産額、生産量等の増収 JA佐渡 柿 150ha アスパラガス 3.5ha
	JA羽茂 柿 205ha アスパラガス 2.0ha
	○目標に対する費用対効果(計算式)
	作付面積、生産者の増加による販売量、販売額の向上による。
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	園芸振興プランによる生産者、販売量、販売額、作付面積等の向上による。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	農業政策課 生産振興係
事業担当 (電話番号)	0259-63-5117